農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間の一部を改正する件 新旧対照表 ○農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間(平成18年3月1日農林水産省告示第217号)

(下線部分は改正部分)

改 īF 後 改 正 前 農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確 農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確 認を行う期間 認を行う期間 農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分 認証事項の確認を行う期間 農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分 認証事項の確認を行う期間 即席めん、乾めん類、マカロニ類、植物性たん白、しょうゆ、ウストおおむね一年とする。ただ |即席めん、乾めん類、マカロニ類、植物性たん白、しょうゆ、ウス |おおむね一年とする。ただ ターソース類、風味調味料、ドレッシング、醸造酢、トマト加工品 │し、農林物資の性質、日本 ターソース類、風味調味料、ドレッシング、醸造酢、トマト加工品 し、農林物資の性質、日本 、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、乾燥スープ、┃農林規格に適合しない農林 、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、乾燥スープ、|農林規格に適合しない農林 マーガリン類、ショートニング、精製ラード、食用精製加工油脂、 物資が生じる確率及びその マーガリン類、ショートニング、精製ラード、食用精製加工油脂、物資が生じる確率及びその 食用植物油脂、ぶどう糖、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、ジ┃影響の大きさその他の事情 食用植物油脂、ぶどう糖、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、ジ 影響の大きさその他の事情 ャム類、豆乳類、果実飲料、炭酸飲料、農産物缶詰及び農産物瓶詰 ャム類、豆乳類、果実飲料、炭酸飲料、農産物缶詰及び農産物瓶詰 があると認められる場合は |があると認められる場合は 、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、水産物缶詰及び水産物瓶詰、農産物 、この限りでない。 、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、水産物缶詰及び水産物瓶詰、農産物し、この限りでない。 漬物、ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ、ハンバーガ 漬物、ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ、ハンバーガ ーパティ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、削り ーパティ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、削り ぶし、煮干魚類、パン粉、そしゃく配慮食品、熟成ハム類、熟成ソ ぶし、煮干魚類、パン粉、そしゃく配慮食品、熟成ハム類、熟成ソ ーセージ類、熟成ベーコン類、製材、枠組壁工法構造用製材及び枠 ーセージ類、熟成ベーコン類、製材、枠組壁工法構造用製材及び枠 組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材、構 組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材、構 造用パネル、素材、合板、フローリング、畳表、接着重ね材、接着 造用パネル、素材、合板、フローリング、畳表、接着重ね材、接着 合せ材、接着たて継ぎ材 合せ材 (略) (略) (略) (略)